

## こども医療費制度について

お子さんの健やかな成長を増進するため、八潮市内に住んでいる中学3年生までのお子さんを対象に、医療費を助成します。



### 助成対象年齢

- 入院……中学3年生まで（3月31日まで）
- 通院……中学3年生まで（3月31日まで）

### 助成対象医療費

- 各種健康保険の適用を受けた医療費・薬剤費（保険診療一部負担金）

※ただし、健康保険から高額療養費や附加給付金等の払戻しがある場合は、それらを除いた分となります。（健康保険からの給付金決定通知書または医療費明細書が必要）

- 保険の対象にならない費用は、助成されません

予防接種、健診、差額ベッド料、薬の容器代、保険外併用療養費（大病院の初診等）など（領収書の自費分や保険外または、患者負担割合が100%は対象外）

#### ◆学校管理下における怪我等について◆

日本スポーツ振興センター災害給付制度の対象となります。医療費総額の4割分が給付されるため、こども医療費助成制度の対象外となります。

#### ■第三者行為による医療費について■

交通事故など第三者行為による医療費は第三者へ請求してください。

### 埼玉県内での受診について

- 健康保険証と受給資格証を持参した場合、助成対象となる医療費についての窓口での支払いはありません。

※ただし、次の点にご注意ください。

- ・受給資格証を持参しなかった場合は、窓口で支払いのうえ、申請書による手続きとなります。受給資格証は必ず持参してください。
- ・助成の対象とならない費用については、支払いが必要になります。
- ・医療機関が現物給付に対応していない場合や一つの医療機関等で一部負担金がヶ月に21,000円以上の場合はいったん医療機関等に全額支払いをしていただき、後日、申請書による手続きとなります。

※お子さんが八潮市民でなくなると、八潮市からの助成は受けられなくなります。住民票を市外に移した場合は、受診のとき、必ず医療機関に申し出てください（助成額の返還を求める場合があります）。

## 医療費の申請（埼玉県以外の医療機関での受診の場合など）

- 八潮市子ども医療費支給申請書に必要事項を記入のうえ、市役所窓口または駅前出張所にご提出ください。医療費の支払いから5年以内に申請してください。
- 申請書は、診療月ごとに、一つの医療機関等につき1枚ずつ必要となります。入院と通院がある場合や、病院と薬局それぞれある場合は、さらに別々の申請書に分けてください。
- 申請書の「領収書」欄については、次のいずれかによります。

### ①領収書の提出

- ・領収書（保険点数、および領収金額が記載されたもの）は原本を提出していただきます。写しの提出は原則として認められません。
- ・なお、領収書は返却いたしません。
- ・領収金額のみ、保険点数のみの明細書では代わりにできません。

### ②医療機関等による証明

- ・申請書を医療機関等に持参し、診療月・点数・金額等を記入してもらってください（医療機関によっては、先に預かる場合もありますので、ご確認ください）。
- ・なお、証明手数料（文書料）が必要な場合は、申請者の自己負担となりますのでご注意ください（助成の対象になりません）。

## 助成金の支払い

- 申請書の提出は、月単位の申請であるため、診療を受けた月でなく診療を受けた月の翌月以降に提出してください。
- 20日締め翌月25日（休日の場合は翌日）支払いとなっていますので、申請の翌月か翌々月に、指定された口座に振り込みます。なお、医療費が高額な場合などには審査の都合上、2～3ヶ月かかる場合があります。

## 入院等について

- 加入している健康保険によっては、高額療養費や附加給付金など医療費の払い戻し制度があります。支払いが高額の場合や、家族の中で同じ月に入院された方がいる場合は、これらに該当する場合があります。
- この場合、子ども医療費の申請とは別に、健保組合等に手続きが必要な場合もありますので、加入している健保組合等に確認をしてください。
- 健保組合等から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、子ども医療費の申請は、その額が確定した後で行ってください。また、その際は、健保組合等からの給付金等決定通知書または医療費明細書等もご持参ください。  
(したがって、入院から子ども医療費の振込までは時間がかかります。)

## 次の場合には手続きを

- ・受給資格者又は対象となる子どもが死亡したとき
  - ・受給資格者又は対象となる子どもの氏名又は住所を変更したとき
  - ・対象となる子どもの医療保険の種別、内容等を変更したとき
  - ・受給資格者又は対象となる子どもが生活保護を受けるようになったとき、又は対象となる子どもが児童養護施設等に入所したとき
  - ・子ども医療費の振込先を変更したいとき
- ※受給資格証、印鑑のほか、健康保険証など変更内容のわかるものをご持参ください。